

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金について

令和4年10月31日施行の規則の一部改正により、原発立地県に加え周辺県に対しても「原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金（以下、「本交付金」という。）」が交付されることになりました。

1 本交付金の概要

(1) 目的

原子力発電施設等を取り巻く環境変化（再稼働等）が立地地域等に与える影響を緩和すること

(2) 用途

公共用施設に係る整備、維持補修及び維持運営事業、産業活性化に資する事業、福祉対策に資する事業、地域活性化に資する事業等

(3) 対象地域

原発立地市町村のある道県に加え、当該市町村に隣接する市町村のある道県

(4) 上限額

5億円（今回1回限り）※島根県は10億円

2 本交付金の配分

県：境港市：米子市＝4億円：0.5億円：0.5億円

<考え方>中国電力からの拠出金の配分割合と同様

3 地域振興計画における本交付金充当事業の方向性

地域振興に寄与するものとしつつ、原子力防災対策・避難計画の実効性の向上に資するもの。

4 地域振興計画に掲げるべき事項

「全体事項」

○事業地域の特性 ○地域振興計画の必要性

「各事業ごと」

○原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響を勘案しての事業の必要性
○事業の基本計画及び内容 ○全体規模及び年度別実施スケジュール

5 今後のスケジュール（案）

～令和5年3月	市個別事業の策定及び県との調整等
令和5年3月下旬	地域振興計画（案）策定（完成）
令和5年4月～	国に地域振興計画承認申請→経済産業大臣認可